

白老町介護保険福祉用具購入 Q&A

(令和4年2月版)

No.	項目	質問	回答
1	入浴補助用具 (シャワーチェア)	「温浴シャワーベンチHPユニット」について、介護保険福祉用具購入の該当となるか確認したい。	本製品はシャワーチェア機能と温浴ユニットによる温浴シャワー機能がある。 本製品はそれぞれの機能を区分できることから、シャワーチェアは該当するが、温浴シャワー機能は特定福祉用具の種目がないことから該当しないため、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
2	入浴補助用具 (浴室内すのこ)	浴室内すのこ購入で、市販のものではサイズが合わないため、業者に作ってもらうこと(オーダーメイド)は可能か。また、オーダーメイド製品購入時の注意点は何かあるか。	可能とする。 支給申請時に製品の写真と見積書が必要です(写真については、既製品を少し加工した程度なら既製品のカタログでも可能とする)。 また、作成業者は事業所認定を受けていなくても構わないが、必ず販売は認定業者が行い、領収書及び申請書には当該認定事業所のものとする。
3	入浴補助用具 (同一種目の再購入)	1年前に購入したシャワーチェア。スポンジ部分の劣化があり、部分交換したい。これらにかかる費用のみ保険給付の対象になるか。 温泉付き住宅で、温泉かけ流し。その都度洗浄するよう本人へ助言しているが、実施していないため乾燥せずカビた部分が劣化した。	破損又は身体状況の変化による理由ではないため、給付対象とならないため全額自己負担となる。汚損による同一種目の購入は認めていない。 今回のようなケースでは、部分交換したとしても、このような使用状況であれば、1年後に同様の劣化による部分交換の必要が生じることが予測される。そのため、保険給付の対象とはしがたい。

4	ケアマネ無しの購入	福祉用具購入について、ケアマネージャーが付いていない方の福祉用具購入について、身内の福祉職（ケアマネ資格有、勤務なし）で申請手続きをしてもいいか	ケアマネがない場合の購入に当たっては、販売業者の福祉用具相談員が理由欄に理由と相談員の署名若しくは押印をもって確認したこととする。
5	部分購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部分について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の給付対象となる。
6	部分購入費	福祉用具の購入について、故障した場合等のメンテナンスの必要から予備の部品を購入した場合は支給対象となるか。	予備の部品を購入するのは必要性がないため、支給対象外とする。
7	同一種目の購入	入浴用のいすにおいて、体格的に1つでは不安定という身体状況がある場合、2つ同時に購入することはできるか。	体格的に1つで不安定であれば、大きいものを購入すれば済むため、支給対象外である。
8	同一種目の購入（転居）	転居により住環境が変わり、今まで使っていた福祉用具では対応できなくなった。同一種目を再度購入することは可能か。	<p>転居等の居住環境の変化に伴い、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合においては、同一種目を再度購入することは可能である。</p> <p>これは、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合に限定するものであり、「転居」＝「同一種目の再購入可」ではないため、転居等の前に購入した福祉用具が使用できるような居住環境では認められません。</p>

10	同一種目の購入における例外（破損）	既に購入した福祉用具の破損（一部破損を含む）を理由とする場合の同一種目の再購入について、どのような手順を踏むべきか。	<p>①必ず購入前に被保険者の身体状況や居住環境等を明確にしたうえで、<u>破損したことがわかる写真を撮ります</u>。 特定福祉用具の再購入についての確認書（部分交換が可能かどうかを問い合わせた内容や結果を明記する）・写真を添付し、保険者へ相談する。 ※本町において、同一種目の再購入についての必要性や妥当性等を判断します。</p> <p>②部分交換が可能かどうかを購入業者やメーカー等に確認をする。 ※部分交換が可能な場合は、部品交換が優先となり、部品代のみが支給対象となり、取り寄せるための送料や取り替えに係る人件費は対象とならない。</p> <p>③上記の①と②を行った上で、部品交換が不可能な場合（部品そのものが生産終了等で入手できない場合を含む）は、破損としての同一種目の再購入を認めます。</p>
11	同一種目の購入における例外（破損）	既に購入した福祉用具の破損し、部品交換を伴わない修理を行った場合は、支給対象となるか。	本町において部品交換を伴わない修理を行う場合は、介護保険の支給対象とはならず、全額自己負担となります。介護保険における福祉用具購入費の支給対象は、福祉用具そのものの費用（破損の場合は部品代のみ）であり、この場合は購入費の対象範囲を逸脱しているため、対象外です。
12	同一種目の購入における例外（破損）	福祉用具を故意に壊した場合、同一種目の福祉用具を再度購入することは可能か	「福祉用具の破損」とは、通常利用によるものであり、故意に壊した場合や雑な取扱による汚損等は、同一種目の購入対象外となります。
13	同一種目の購入における例外（介護の必要の程度）	同一種目の購入として、「要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった場合等」とあるが「等」とは具体的にどういう場合を指すのか。	<p>①保険者の介護の必要の程度に著しい変化はないが、利用者の身体状況や介護状況の変化に伴い、用具の性能や形状で支障が生じた場合で、日常生活の自立支援に適さなくなった場合。</p> <p>（例）以前背もたれと手すりのついていないシャワーチェアを購入した。購入時から身体状況が変化し、現在の身体状況ではこのシャワーチェアでは、座位の保持や立ち上がりが難しく、転倒の危険がある場合。</p>

			<p>②転居等の居住環境の変化に伴い、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合。</p> <p>(例) 転居先のアパートの風呂場が狭く、以前購入したシャワーチェアを置くことができなくなった場合。</p>
14	購入理由	介護者の負担軽減を主目的とした特定福祉用具の購入は可能か。	介護者の負担軽減を主目的とする購入は介護保険法の趣旨からした付加である。本人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが目的とされなければならない。その上で介護者の負担が軽減されるものについては問題ない。
15	同一種目の購入における例外(介護の必要の程度)	介護度が重くなり、現在使っている福祉用具では身体状況に合わなくなった場合に同一種目の再購入は可能か。	身体状況に変化があり、介護度が低くなった場合の同一種目の購入は認めていない。
16	福祉用具購入費の支給	<p>①令和n年度に福祉用具の引渡しを受け、令和n+1年度に代金を支払い保険給付を請求したケース</p> <p>②令和n年度に福祉用具の引渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は令和n+1年度に行ったケース等が考えられるが、限度額管理はいずれの年度において行われるか。</p>	<p>介護保険法第44条においては、福祉用具を購入した時、すなわち代金を完済した時に保険給付の請求権が発生し、当該購入した日(代金を完済した日:実務的には領収書記載の日付)の属する年度において支給限度額管理することとされている。</p> <p>したがって、ケース①は令和n+1年度において、ケース②は令和n年度において、それぞれ限度額管理が行われる。</p> <p>※なお、ケース②における保険給付は、会計支出上は令和n+1年度のものとなる。</p> <p>※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時(代金を完済した日)の翌日を起算日とする。</p>
17	支給対象品目	テクノエイド協会の認可の無い福祉用具について、支給対象として認める品目はあるか。	原則、支給対象として認めません。本町では、福祉用具の購入にふさわしいものであるかどうかの判断を公益財団法人テクノエイド協会の判断に準じています。

18	支給限度基準額	福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度で10万円を超える場合はどうなるか。	10万円を超える部分については、利用者（被保険者）の自己負担となります。 （例）自己負担割合1割負担の被保険者が153,000円（税込）の製品を購入した場合。 【介護保険給付額】 100,000円×0.9=90,000円 【自己負担額】 10,000円（介護保険自己負担割合分）+53,000円（10万円を超える分）=63,000円
19	支給限度基準額管理	前年度に福祉用具を納品し、今年度に代金を支払った場合の支給限度基準額管理は、いずれの年度か。	代金を完済した時に保険給付の請求権が発生する。したがって、この場合、購入日（代金完済日）の属する年度である今年度の支給限度基準額管理となる。
20	受領委任払い制度	受領委任払い制度を利用する予定だが、業者の登録は必要ですか。	本町は、町内業者及び本町被保険者へ頻回に販売をする町外業者については、受領委任払い制度について登録制ですが、町外業者による単発販売の場合は、償還払いとなります。販売業者に事前に確認をして下さい。
21	給付額	通常、介護保険の特定福祉用具購入に対する保険給付額は、対象額の9～7割のいずれかとなると思いますが、小数点未満切り捨てかそれとも切り上げか。	給付金は小数点未満切り捨てとなる。 例）対象額が20,952円で本人負担が2割の場合 20,952円×80%=16761.6（支給額16,761円）

22	消費税の取扱い	消費税額の計算において、10円未満を切り捨てすることは認められるのか。	<p>1円未満を切り上げ、切り捨て及び四捨五入のどれかを採用するかは事業者の任意であるが、10円未満を切り捨て等することは認められない。</p> <p>例) 販売代金 96,295 円の場合 消費税 10% : 9,629 円または 9,630 円 (認められる) 消費税 10% : 9,620 円 (認められない)</p>
23	複数品目購入時の給付額	特定福祉用具を複数品目購入した場合、給付額や自己負担額の計算は合算して計算するのか、それとも個々の品目ごとに計算するのか。	<p>個々の品目ごとに計算する。購入品目を合算して計算するわけではないので注意すること。</p> <p>例) 浴槽用手すり 20,346 円、腰掛便座 72,629 円を1割負担で購入した場合 給付額 : 20,346 円 × 90% = 18,311 円 (1円未満切り捨て) 給付額 : 72,623 円 × 90% = 65,360 円 (1円未満切り捨て) 給付額合計 : 18,311 円 + 65,360 円 = 83,671 円</p>
24	利用前の死亡	在宅の被保険者が、福祉用具購入後(購入時に代金の支払いも済み)、一度も利用せずに入院し、そのまま死亡した場合は福祉用具購入費の請求は可能か	<p>代金を完済し、一度でも利用した場合は支給対象となるが、代金を完済してもこの場合のように利用せずに死亡した場合は支給対象とならないため、全額自己負担となる。</p>
25	分割払い中の死亡	販売店と分割払い等の契約で特定福祉用具を購入し、完済する前に本人が死亡したが、支給申請できるか。	<p>代金の完済前に本人が死亡すると、福祉用具を購入したことになるため、保険給付の請求はできない(支払日とは領収証の領収日をいう)。</p> <p>※あくまでも福祉用具の購入は代金の完済をもって成立するため、仮に生前中に一部支払いがあったとしても、介護保険の支給の対象とはしない。</p>

26	介護保険施設等入所の購入	介護保険施設（特養、老健、介護医療院）に入所している場合に、福祉用具購入は支給対象となるか。	介護保険の施設サービスを提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできないため、支給対象外となる。
27	特定施設やグループホームにおける福祉用具購入	特定施設（軽費老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホームでは福祉用具の購入は支給対象となるか。	特定施設、グループホームでは福祉用具が整備されていることが前提のため、一般的には想定していません。
28	入院中の購入	退院後、自宅で特定福祉用具が必要となるため、入院中に購入することは可能か。また、支給申請はいつすべきか。	退院後の在宅生活に向けて、入院中に特定福祉用具を購入することは可能です。ただし、支給申請は退院後、特定福祉用具の利用後となるため、入院中に福祉用具を購入し、そのまま亡くなってしまうと全額自己負担となる。
29	外泊中及び一時帰宅中の購入	病院等に入院中に外泊や一時帰宅の許可が出たため、そのために福祉用具購入はできるか。	入院中の外泊や一時帰宅のための福祉用具購入はできません。 なお、退院が決まっています、在宅生活に戻るための福祉用具購入は可能ですが、支給申請は退院後、在宅で購入した福祉用具を利用したことと代金の完済が条件となります。仮に、入院中に福祉用具を購入し、利用せずにそのまま亡くなってしまうと、全額自己負担となる。 【参考】 介護保険施設及び医療機関に入所（入院）者が外泊時に利用した居宅サービスについては、外泊時費用の算定の有無にかかわらず、介護保険において算定できない。医療報酬算定中に介護報酬を算定できない。

30	新規認定申請中の購入	新規認定申請中だが、すぐにも福祉用具が必要な身体状況の場合、支給対象となるか。	領収書の領収日が新規認定申請日以降の日付であれば、認定結果が確定次第、申請書を提出することは可能である。 ただし、認定結果が非該当となった場合は、支給はできず全額自己負担となるため、トラブルを避けるためにも必ず事前に利用者へ説明しておくこと。
31	自宅外での購入	自分の住まいと長男宅を行き来しているが、両方の家でシャワーチェアを購入できるか	福祉用具は生活の本拠地でのみの給付対象となるため、2か所での支給は認められない。
32	給付制限期間中の福祉用具購入	介護保険料滞納により、給付制限期間中であるが、特定福祉用具を購入することはできるか	特定福祉用具を購入することは可能である。ただし、通常1～3割の自己負担で利用できるところであるが、給付額減額の給付制限期間中には3～4割の自己負担となる。
33	2号被保険者の福祉用具購入	40歳以上65歳未満で介護保険が規定する特定疾病があり、2号被保険者として認定を受けている場合に、介護保険の福祉用具購入はできますか。	1号被保険者同様に、介護保険の福祉用具購入を行うことは可能です。福祉用具購入に係る手続きや支給限度額（10万円）は1号被保険者同様となります。
34	生活保護受給者の福祉用具購入	年齢が65歳以上で、生活保護を受給している方の介護保険特定福祉用具購入の手続きはどのように行うのか。	通常どおり介護保険Gに支給申請を行って下さい。同時に支給申請必要書類のコピーを振興局保護第一係へ提出し、自己負担分を請求して下さい。 なお、見積書は2者から取るようにしてください。

35	みなし2号の福祉用具購入	40歳以上65歳未満で生活保護受給中の要介護認定者（みなし2号）の特定福祉用具購入はどのように申請するのか。	みなし2号は介護保険被保険者ではないため、介護保険による特定福祉用具購入に係る支給申請は受けられません。生活保護費より介護扶助として全額支給することとなりますので、諸手続きは振興局保護第一係へご連絡下さい。
36	領収証	支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である被保険者本人とされているが、実際に購入代金を支払うのが家族・親族である場合には、その氏名の領収書を添付すればよいか。	あくまで被保険者本人あての領収書が必要である。
37	領収書	領収証には収入印紙は必要か	5万円未満の場合は非課税のため不要ですが、5万円以上の場合は課税扱いとなり、収入印紙が必要です。金額は代金によって変わりますので、印紙税法を確認して下さい。
38	負担割合	2～3割負担となる者に対する福祉用具購入の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給することとなるのか。	領収証記載日時点における負担割合を適用することとなる。負担割合及び有効期間については、必ず「介護保険負担割合証」で確認して下さい。
39	時効	福祉用具購入費の支給申請の時効は何年か。また、その起算日はいつか。	2年で時効となり、起算日は代金を完済した日（領収日）の翌日です。購入後、速やかに支給申請を行って下さい。